

○営業所の構造又は設備の変更の承認

(第9条第1項)

改正 平成26年3月20日 平成28年6月23日  
平成29年3月22日 平成29年3月22日  
令和元年12月14日 令和3年3月26日

審査基準

令和3年3月26日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風俗営業等適正化法)
根拠条項	第9条第1項
処分の概要	営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	風俗営業等適正化法第3条第2項(公安委員会が付した条件)、第4条第2項第1号(構造及び設備の技術上の基準)、第9条第2項(承認の基準) 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第1条第1号～第3号(変更承認申請書の添付書類) 風俗営業等適正化法施行規則第1条(変更承認申請書の提出)、第7条(構造及び設備の技術上の基準)、第19条(変更の承認の申請)
審査基準	
標準処理期間	別紙参照
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長
備考	法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」(令和2年12月28日警察庁生活安全局)第12の8及び第17の1を参照すること。

別紙

[別紙参照]